

診断書強要中労委 不当命令を許さない！

1月31日、診断書強要中央委の命令書が届きました。命令は、「初審命令を取り消し、本件救済申立てを棄却する」という不当なものでした。

中労委での争点は、組合が提出した団体交渉の申入れに対し会社が応じなかったことが不当労働行為に当たるかでした。

このことについて命令書では、「組合も会社が私傷病による年休が欠勤に含まれるとの解釈をとっていることを認識していたことが推認される」「本件議題は基本協約第250条に定める団体交渉事項には該当しない」「診断書の提出を不要とする旨の苦情申告について、団体交渉ではなく基本協約上の苦情処理会議で議論する事柄である」などとし、不当労働行為には当たらないと判断したのです。

会社の主張だけ全面的に認め組合の 主張を無視する命令は認められない！

これまで組合は、会社の「年休も欠勤である」という主張は誤りであることを中労委で、わかりやすく明らかにしてきました。また、会社と組合の幹事間折衝も苦情処理会議も会社の一方的な判断が優先され、対立が繰り返しており団体交渉に替わるものとして機能していないこと。さらに、会社の団体交渉拒否理由は誤りであることを準備書面や証人審問で詳細に明らかにしてきました。

しかし、中労委は会社の主張だけ全面的に認め、組合の主張を一切無視した命令を出したのです。また、中労委命令は「初審命令は相当ではない」（都労委では組合が全面勝利しました）としていますが、どこがおかしいのかということとは明らかにされていません。

私たちは中労委の不当命令を許さず、

闘争勝利に向け今後も奮闘していく！